

浄化槽を設置するときの補助金申請のご案内

合併処理浄化槽は、トイレ・台所・風呂・洗濯などの家庭から出る汚れた水を、きれいな水にして放流するための設備です。きれいな水を各家庭から流すことで、わたしたちの身近にある小川や排水路がきれいになり、地域の川や海なども汚れなくなります。

松阪市では、川や海などをきれいにするため、既存の単独処理浄化槽及びくみ取り便槽の使用を廃し、新たに合併処理浄化槽を設置する方に予算の範囲内でその費用の一部を補助しています。

◎補助金をご利用できる浄化槽

◇令和4年度より環境配慮型浄化槽(消費電力基準を満たす浄化槽)のみ対象とします。

◇環境配慮型浄化槽の条件については、以下のとおりです。

【消費電力基準】(通常型：BOD15又は20mg/L以下、BOD10mg/L以下、りん除去型)

人槽(人)	消費電力 (通常型)	消費電力 (BOD10mg/L以下)	消費電力 (りん除去型)
5	39	53	83
7	55	75	90
n(10人槽)	n×7、5	n×10、2	n×15、7

※BOD：生物化学酸素要求量

微生物が水中の有機物を分解するときに消費する酸素量

◎補助金をご利用できる区域

◇次の区域を除いた松阪市全域です。

- ◆下水道事業計画区域のうち、7年未満公共下水道の利用が見込まれる区域
- ◆下水道事業計画区域(嬉野・三雲)
- ◆農業集落排水事業の事業採択がなされた処理区域
- ◆大型合併処理浄化槽を利用して共同処理をしている区域
- ◆公共浄化槽等整備推進事業の事業採択がなされた処理区域(飯南・飯高管内)

◎補助金をご利用できる建築物

- ◆住宅等(主に居住用の建物)

※兼用住宅の場合は、非住宅部分の床面積が、建築物の延べ面積の2分の1以下の建築物

※賃貸を目的とした集合住宅(アパート等)に設置される浄化槽は補助金対象外となります。

◇その他の要件

- ◆既存の単独処理浄化槽及びくみ取り便槽の使用を廃し、新たに合併処理浄化槽を設置する方
- ◆浄化槽法の設置届出の審査、または建築基準法に基づく確認を受けたもの
- ◆補助年度内に浄化槽を設置するもの
 - ※撤去も含めた工事着手が4月1日以降、工事完成が3月31日までであること
- ◆建物を借りている場合は、貸し主の承諾が得られたもの
- ◆補助の対象となる合併処理浄化槽の人槽は10人槽までです
 - ※10人槽を超える浄化槽は補助の対象となりません
- ◆予算の範囲内での補助金交付となります。

◎補助金額

【転換のみ】

人槽区分	浄化槽設置 補助金額	単独処理浄化槽 撤去補助金額	くみ取り便槽 撤去補助金額	配管 補助金額
5人槽	332,000円	120,000円	90,000円	90,000円
6～7人槽	414,000円			
8～10人槽	548,000円			

※「転換」……単独処理浄化槽またはくみ取り便槽の使用を廃し、新たに合併処理浄化槽を設置することをいいます。

※新築住宅又は建替えに合併処理浄化槽を設置する場合は補助の対象となりません。(新築は、平成27年度から、建替えは、令和2年度から対象外となりました。)

※「建替え」…建物の全部を撤去し、従前と同様の用途のものに建て替えること。

※令和5年度から、くみ取り便槽撤去に対しても補助対象となります。

◎補助金申請の流れ

浄化槽の補助金を受けるためには申請が必要です。次のとおり手続きを行ってください。



浄化槽設置工事（単独処理浄化槽及びくみ取り便槽の撤去工事を含む）の着手前までに補助金交付申請をしてください。工事着手後の申請では、補助金の交付ができません。

◎補助金の申請の手続き（注意事項）

◇申請前の注意

- ◆浄化槽設置工事（撤去工事を含む）の着手前までに補助金交付申請をしてください。
※工事着手後の申請では、補助金の交付ができません。
- ◆申請前に補助条件の確認をしてください
- ◆補助金の交付を適正に行うため、浄化槽設置工事の前後に職員が現場確認を行います。

◇補助金の申請（工事の前に行う手続き）

- ◆次の書類を工事に着手する日の7日前までに提出してください。

- ・補助金交付申請書（第1号様式）
- ・建築確認済証及び浄化槽調書の写し又は浄化槽設置届出書の写し
- ・浄化槽設置場所の位置図及び配置図
- ・補助対象となるそれぞれの請負契約を行ったことを証する書類の写し
- ・登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- ・住宅を借りている者は貸主の承諾書
- ・単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去処分に要する費用、配管に要する費用、浄化槽の設置に要する経費等の内訳が明記された明細書の写し
- ・単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の設置状況を確認できる書類等

※事前協議済みの住宅等購入者である申請者は、申請書に次の書類を添付して提出してください。

- ・売買契約書の写し
- ・事前協議回答書の写し
- ・浄化槽設置工事完了報告書の写し

◆注意事項

- ・申請書の住所・氏名等は、添付書類と同じにしてください。
- ※共有名義の場合でも、氏名は1名にしてください。
- ・交付決定後に申請の内容に変更が生じたときは、その時点で変更の申請をしてください。
- ・請負契約を行ったことを証する書類の写しは、工事場所、工事期間、請負金額、浄化槽設備士、請負者の登録番号が明記されたものを提出してください。

◇工事施工について

- ◆補助金交付決定の後、浄化槽設置工事に着手してください。
- ◆補助金実績報告時に、浄化槽設置工事の状況を示す写真が必要になります。また、配管の状況を示す写真も必要になります。
- ◆単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去の状況を示す写真が必要になります。
- ◆写真の詳細については別紙「浄化槽設置工事の状況を示す写真について」をご覧ください

◇補助金の実績報告（工事の後に行う手続き）

- ◆次の書類を工事完了後30日以内か3月31日までのいずれか早い日までに提出してください。

- ・補助金の実績報告書（様式第6号）
- ・浄化槽の設置工事の状況を示す写真（別紙「浄化槽の設置工事の状況を示す写真について」参照）
- ・設置工事現場の確認を受けたことを証する書類（浄化槽設置工事確認リスト）
- ・浄化槽の保守点検業者及び浄化槽の清掃業者との委託契約書の写し
- ・自ら行う場合は、自ら行うことができることを証明する書類
- ・浄化槽法定検査依頼書の写し
- ・配管の状況を示す写真
- ・単独処理浄化槽又はくみ取り便槽撤去の状況を示す写真
- ・単独処理浄化槽廃止届出書の写し（単独槽からの転換の場合に限る）
- ・浄化槽法定検査継続受検申込書の写し

※事前協議済み住宅等購入者である補助対象者は次の書類を実績報告書に添付して提出してください。

- ・所有権移転後の家屋の登記簿謄本
- ・浄化槽法定検査の依頼書の写し
- ・浄化槽法定検査の継続受検申込書の写し

◆注意事項

- ・実績報告書及び請求書の申請者の住所は現住所を記入してください。
- ・補助金は、原則として補助金実績報告の提出された翌月末に、申請者の指定口座に振り込みます。

浄化槽設置工事の状況を示す写真について

◇浄化槽設置整備事業実績報告書、浄化槽設置補助に係る工事完了報告書に添付をする、『浄化槽設置工事の状況を示す写真』については次の4種類、合計6枚が必要になります。

◆浄化槽設置整備士が実地に監督していることを証する写真【1枚】

①浄化槽の設置工事の着手前において、設置場所と監督する浄化槽設備士が分かる写真

◆基礎工事の状況を示す写真【1枚】

②不等沈下防止のための基礎工事を行ったことが分かる写真

◆据付工事及びかさ上げの状況を示す写真【各1枚】

③水張りを行い、本体の水平を確認しつつ、埋め戻しの作業を行っていることが分かる写真

④マンホール蓋の高さからバルブ等の操作が可能であることが分かる写真

◆設置工事完了後の写真【各1枚】

⑤浄化槽の型式が確認できる写真

⑥浄化槽上部スラブコンクリート打ち後の全体状況が分かる写真

◇転換の状況を証するため以下の写真の添付も必要になります。

◆配管工事の状況を示す写真【各1枚以上】

⑦工事着手前の状況を示す写真（工事前の全景写真等）

⑧工事作業中の状況を示す写真（途中配管の工事中の写真等）

⑨工事完了後の状況を示す写真（流入部・放流部付近・建物との接合部・工事後の全景写真等）

◆単独処理浄化槽又はくみ取り便槽撤去の状況を示す写真【各1枚以上】

⑩工事着手前の状況を示す写真

⑪撤去した単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の写真

⑫撤去場所の埋め戻し前の状況が確認でき、完全に除去したことを示す写真

◇上記に掲げた写真のうち①～④、及び⑥については、浄化槽法第三十条（標識の掲示）の規程により、次の事項について、記載した標識を掲げて下さい。

（標識の記載事項）

1. 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
2. 登録番号及び登録年月日（特例浄化槽工事業者の場合は、届出番号及び届出年月日）
3. 浄化槽設備士の氏名

※上記に掲げた①～⑥の4種類、合計6枚の写真については、『登録合併処理浄化槽施行実務者ガイド』（浄化槽システム協会）を参考にしています。

※写真については、工事用アルバム等（A4サイズ・ポケット台紙）に入れて下さい。

※デジタルカメラで撮影された写真でも可としますが、画像の加工はしないで下さい。

※標識の記載事項や、浄化槽の型式ラベル等の文字は判別ができるようにして下さい。